

ＴＰＰに関する十分な情報開示と臨時国会で拙速なＴＰＰ協定の批准を行わないこと、並びに持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書

ＴＰＰ交渉は、昨年 10 月に大筋合意に至り、その中で、農林水産物の約 8 割、重要 5 品目の約 3 割が関税撤廃されることとなりました。

第 190 回国会で交渉経過や合意内容が審議されましたが、議論は一向に深まらないままで持ち越しとされています。また、ＴＰＰ参加 12 か国で国内手続きが完了している国は一つもなく、アメリカでの批准においても、民主・共和両党の大統領候補が共に反対しており、先行きは極めて不透明な状況です。

このようなＴＰＰに対する国民の不安や懸念が増すばかりの状況下で、臨時国会での審議においては、十分な情報開示と明確な説明を行い、生産者が安心して農業が営めるよう、将来を見据えた中長期的な農業政策を確立すべきであり、審議が深まらないまま日本だけが拙速に批准する必要は全くありません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 政府は、ＴＰＰ特別委員会等におけるＴＰＰ協定承認案及びＴＰＰ関連法案の国会審議において、十分な情報開示と明確な説明により審議を進めること。また、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について国民のＴＰＰに対する不安や懸念が払拭されない限り、臨時国会において拙速な国会批准を行わないこと。
- 2 生産者が安心して農業が営めるよう、将来を見据えた中長期的、恒久的な農業農村政策の法制化を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 28 年 9 月 27 日

伊 那 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣